

県営林材売払いに係る一般競争入札参加資格の審査基準等

平成20年3月28日 岡山県告示第172号
(一部改正) 平成21年3月10日 岡山県告示第121号

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第130条第1項の規定により、岡山県造林事業特別会計に属する県営林材売払いに係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり定め、平成20年4月1日から施行する。なお、昭和39年岡山県告示第553号（県営林材売払指名競争入札参加資格の審査基準等）は、同日をもって廃止する。

一 入札参加者の資格基準

競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- 1 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）に基づく登録を受けている者で、木材の売買又は加工に関する営業の経験年数が二年以上のものであること。
- 2 年間の木材取扱量が500m³以上であること。
- 3 資本金の額又は営業の資金が100万円以上であること。
- 4 都道府県税、市町村税又は消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

二 資格審査の申請の時期

競争入札に参加するための資格の審査を受けようとする者は、毎年度5月31日又は必要により知事が指定する日までに申請書を知事に提出すること。

三 資格審査の申請の方法

知事が別に定める様式の申請書により、農林水産部林政課に提出すること。